

特別演習・民法Ⅳ

科目ナンバリング CIL-404
選択 2単位

中田 好泰

1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、民法各分野の知識を基礎にして教科書の設問を検討することにより、具体的な事例を分析する能力を高め、公務員試験などの各種資格試験に対応できる力を養うことを目的としています。

分野としては、民法の契約総論と債権各論を取り上げます。債権法の基礎的な知識の再確認に力点を置き、思考の流れを板書して理解を深めていきます。

また、設問の検討を進めて行く中で、実際の民事裁判の状況や弁護士の弁護士活動の様相について適宜言及します。

2. 授業の到達目標

①知識の整理と確認を行うことによって公務員試験などの各種資格試験に対応できる力を養う。

②具体的な事例に対して条文や原理原則を当てはめて分析し解決する能力を身に付ける。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験(100パーセント)で判断します。

試験の形式は、①正誤問題(4問)、②簡潔な事例問題(1問)を出題しています。

正誤問題では知識の正確性を確認し、事例問題では事例の分析能力を問うことを主眼としています。

なお、試験に際しては、教科書・ノート・六法・電子辞書などの持込みを許可しています。

4. 教科書・参考文献

教科書

千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編 Law Practice 民法Ⅱ〔債権編〕(第4版) 商事法務

参考文献

潮見佳男・森田宏樹編 民法判例百選Ⅱ 債権〔第8版〕(2018) 有斐閣

5. 準備学修の内容

教科書ではテーマとなる設問が各項目毎に記載されています。この設問は実際の裁判例をモデルとして作成されており、世の中で生起する現実のトラブルを感じ取る上で非常に有益です。

そこで、この設問を読み込んで授業に出席していただきたいと思います。民法の実力の1つに事例分析能力が挙げられますが、教科書の設問の読み込みはこの事例設定能力の向上に最適といえるからです。

6. その他履修上の注意事項

各種資格試験への対応に配慮していますが、事例設定能力の向上を目指していますので、法的感覚を磨くことを目標とする学生諸君の参加を希望しています。

授業中は教科書の重要な箇所について適宜言及します。定期試験は教科書の重要箇所のチェックと板書内容を記載したノートで十分対応できるよう配慮していますので、その点に留意して授業に臨まれることを希望します。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
(授業の進め方～民法の事例問題への対応～定期試験等について説明します)
- 【第2回】 解除の要件①
(契約解除が認められるための要件～解除の構造～法定解除権の発生)
- 【第3回】 解除の要件②
(債務者の帰責事由の要否～債務不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるとき～債務不履行が軽微であるとき)
- 【第4回】 解除と原状回復・損害賠償①
(解除に伴う原状回復、使用利益の返還および損害賠償)
- 【第5回】 解除と原状回復・損害賠償②
(滅失した本件機械に代わる価額返還～使用利益の返還)
- 【第6回】 売買の危険負担①
(売買における危険負担～債権者主義の不都合～目的物支配の内容)
- 【第7回】 売買の危険負担②
(他人物売買と危険負担～二重売買と危険負担)
- 【第8回】 数量不足を原因とする責任①
(数量不足の法的性質～数量不足が契約不適合となる場合)
- 【第9回】 数量不足を原因とする責任②
(買主の権利～損害賠償の範囲)
- 【第10回】 売買目的物の種類・品質に関する契約不適合責任①
(売買目的物に関する契約不適合責任とその救済手段～目的物の契約不適合の意義)
- 【第11回】 売買目的物の種類・品質に関する契約不適合責任②
(目的物の契約不適合に関する買主の救済手段～目的物の種類・品質に関する契約不適合を理由とする買主の権利についての期間制限)
- 【第12回】 賃貸借契約の終了:信頼関係破壊の法理①
(債務不履行を理由とする賃貸借契約解除の根拠～債務不履行を理由とする契約解除権の制限)
- 【第13回】 賃貸借契約の終了:信頼関係破壊の法理②
(信頼関係が破壊されたか否かの基準)
- 【第14回】 総復習①
- 【第15回】 総復習②